

所得税は1月分から  
市民税・県民税は6月分から



税源移譲

# 所得税と市民税・県民税が 変わります！

課税課 1 1 2 3

税源移譲で  
どう変わるの？

平成19年からの税源移譲により、市民税・県民税の所得割が、一律10%（内訳は市民税6%、県民税4%）となります。

また、所得税の税率は5%から40%までの6段階になります。（表1参照）

税額は  
いつから変わるの？

所得税については、平成19年1月分から適用され、市民税・県民税については、平成19年6月分から適用されることとなります。

給与天引きされる人については、所得税は1月の給与分から、市民税・県民税は6月の給与分から変更になります。自分で直接支払う人については、所得税は平成19年分の確定申告のときから、市民税・県民税は6月に支払う分から変更になります。

「地方でできることは地方に」という方針のもと、国が進めている三位一体改革。その一環として行われるのが「税源移譲」です。所得税（国税）と市民税・県民税（地方税）の税率を変えることで、およそ3兆円の税源が国から地方へと移譲されます。これにより、地方自治体が自主的に財源を確保し、自らの責任において、より効率的に行政サービスを行えるようになります。

表1) 市民税・県民税と所得税の税率の比較

	課税所得金額	税源移譲前		税源移譲後	
		税率	速算控除額	税率	速算控除額
市民税・県民税の 所得割の税率	200万円以下	5%	0円	一律10%	
	200万円超～700万円以下	10%	100,000円		
	700万円超	13%	310,000円		
所得税の税率	課税所得金額	税率	速算控除額	税率	速算控除額
	195万円以下	10%	0円	5%	0円
	195万円超～330万円以下			10%	97,500円
	330万円超～695万円以下	20%	330,000円	20%	427,500円
	695万円超～900万円以下			23%	636,000円
	900万円超～1,800万円以下	30%	1,230,000円	33%	1,536,000円
1,800万円超	37%	2,490,000円	40%	2,796,000円	

課税所得とは、収入から諸控除を差し引いた残りの金額のことです。課税所得に税率をかけたものが税額になります。


表2) 所得税と市民税・県民税の  
人的控除額の比較

人的控除の例	所得税	市民税・ 県民税	控除額 の差
基礎控除	38万円	33万円	5万円
配偶者控除	38万円	33万円	5万円
扶養控除	38万円	33万円	5万円
特定扶養控除	63万円	45万円	18万円


市民税・県民税だけでなく、所得の少ない人は増税になるように思われますが、所得税の最低税率が10%から5%に引き下げられるため、「市民税・県民税+所得税」の税負担は変わりません。また、市民税・県民税と所得税では、税額を算出する際の控除額が異なります（表2参照）が、その差額に対応した市民税・県民税の減額措置も講じられます。

税負担は  
どうなるの？

モデルケース 税源移譲による負担変動(年額)

・扶養がいらない人の場合 

給与収入	税源移譲前			→	税源移譲後			=	負担増減額
	所得税	市民税・県民税	合計		所得税	市民税・県民税	合計		
300万円	124,000円	64,500円	<b>188,500円</b>		62,000円	126,500円	<b>188,500円</b>		<b>0円</b>
500万円	258,000円	163,000円	<b>421,000円</b>		160,500円	260,500円	<b>421,000円</b>		<b>0円</b>
700万円	474,000円	307,000円	<b>781,000円</b>		376,500円	404,500円	<b>781,000円</b>		<b>0円</b>

・妻と子ども2人を扶養している人の場合 

給与収入	税源移譲前			→	税源移譲後			=	負担増減額
	所得税	市民税・県民税	合計		所得税	市民税・県民税	合計		
300万円	0円	9,000円	<b>9,000円</b>		0円	9,000円	<b>9,000円</b>		<b>0円</b>
500万円	119,000円	76,000円	<b>195,000円</b>		59,500円	135,500円	<b>195,000円</b>		<b>0円</b>
700万円	263,000円	196,000円	<b>459,000円</b>		165,500円	293,500円	<b>459,000円</b>		<b>0円</b>

※妻と子ども2人を扶養している場合、子どものうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。  
 ※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。市民税・県民税にはこのほか均等割がかかります。  
 ★このほか、実際の負担増減額には、平成19年から定率減税が廃止される等の影響があることにご留意ください。

定率減税が廃止されます

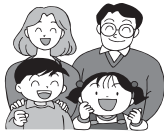
平成11年度から、景気対策のために暫定的な税負担の軽減措置として導入されていた定率減税が廃止されます。

平成18年  
 所得税：平成18年1月分から  
 税額の10%相当額を減額(12.5万円を限度)  
 市民税・県民税：平成18年6月分から  
 税額の7.5%相当額を減額(2万円を限度)



平成19年以降  
 所得税：平成19年1月分から廃止  
 市民税・県民税：平成19年6月分から廃止

モデルケース 妻と子ども2人を扶養・給与収入700万円(年額)



	平成18年	→	平成19年
市民税・県民税	196,000円		市民税・県民税 293,500円
定率減税	-14,700円		
所得税	263,000円	→	所得税 165,500円
定率減税	-26,300円		
合計	418,000円		合計 459,000円

※子どものうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。  
 ※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。  
 ※市民税・県民税にはこのほか均等割がかかります。

市民税・県民税の老年者非課税措置が廃止されましたが、経過措置がとられています

平成17年1月1日現在、65歳以上で前年の合計所得金額が125万円以下の方は、平成17年度まで市民税・県民税が非課税でしたが、平成18年度から廃止されました。ただし、急激な税負担を緩和するため経過措置がとられています。

平成17年度  
 合計所得金額  
 125万円以下の人  
 非課税



平成18年度以降  
 課税  
 経過措置として、  
 平成18年度・・・税額の3分の2を減額  
 平成19年度・・・税額の3分の1を減額  
 平成20年度以降・・・全額負担



モデルケース 70歳、扶養なし・年金収入200万円(年額)

	平成17年度	→	平成18年度	→	平成19年度	→	平成20年度
市民税・県民税	非課税		市民税・県民税 19,900円		市民税・県民税 37,300円		市民税・県民税 37,300円
			定率減税 -1,500円				
			(市民税・県民税・定率減税)×2/3		市民税・県民税×1/3		
			-12,267円		-12,434円		
所得税	34,800円		所得税 34,800円		所得税 17,400円		所得税 17,400円
定率減税	-6,960円		定率減税 -3,480円				
合計	27,840円		合計 37,453円		合計 42,266円		合計 54,700円
(税額)	27,800円)		(税額 37,400円)		(税額 42,200円)		(税額 54,700円)

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。  
 ※平成18年度以降、年金収入200万円の方の所得金額は、200万円-120万円=80万円です。  
 ※市民税・県民税にはこのほか均等割がかかります。